

門司警察署からのお知らせ  
(TEL 093-321-0110)

## 不法就労・不法滞在防止にご協力を

～ 外国人を雇用するときは身分確認をしましょう～



外国人を雇用する際は、在留カードの記載事項を確認してください。

その際は、在留カードのコピーや画像ではなく、必ず、実物を確認してください。

主な確認事項は、

「在留期間」「就労制限の有無」「資格外活動許可欄」

です。

また、「被面接者と顔写真との同一性」や「生年月日や住所が間違いなく言えるか」などを確認することも有効です。

不法就労は、不法就労した外国人だけでなく、就労させた事業主も処罰の対象となることがありますので、必ず、在留カードを確認してください。

## ～ 身近に潜む犯罪情報の提供をお願いします ～

一部の不良外国人と日本人が結託した

- 就労資格のない外国人を不法に就労させ、又は、不法就労を斡旋する不法就労助長
- 日本国内で長期滞在・就労するため、日本人との結婚を装って「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する偽装結婚
- 海外輸出を目的とした自動車盗や金属盗

などの犯罪が発生しています。

皆さんの周りで、このような犯罪に関する情報があれば、最寄りの交番や警察署に情報提供をお願いします。